

新型インフルエンザ等対策に関する 事業計画および事業継続計画

平成20年12月制定
平成21年10月1日改定
平成26年12月1日改定
令和 元年 7月1日改定
令和 8年 1月1日改定

西 武 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 総則

1-1 目的

1-2 行動計画の内容

1-3 基礎知識

2. 感染予防・拡大防止策

2-1 一般的な予防対策

2-2 事業者としての対策

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

3-2 優先業務の選定

3-3 非優先業務の停止

3-4 出勤を停止した場合の措置

3-5 通勤について

3-6 人員計画

3-7 原料の確保

3-8 供給停止区域発生時の措置

3-9 社会・お客さまへの広報

4. 対策本部の設置

5. 教育・訓練

1. 総則

1 - 1 目的

この行動計画の目的は、新型インフルエンザや新型コロナ（以下「新型インフルエンザ等」という。）が日本国内において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を事前に定めることを目的とする。

1 - 2 行動計画の内容

上記の目的を達成するため、下記の視点から行動計画を策定する。

（1）人命が最優先

お客さま、都市ガスの供給継続に資する関連事業者さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）の人命保護を最優先とする。

（2）感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、都市ガス事業者としての社会的責任も考慮し、お客さま、関連事業者等への感染拡大防止に努める。また従業員等に感染者が発生した場合には、官公庁の指示に従いながら、情報を事業者内外に適切に発信し、感染拡大の防止を図る。

（3）都市ガス事業の継続

都市ガスの供給を可能な限り平常時と同じレベルに保つように努める。そのために関連事業者である必要な取引先、協力企業との協議も行う。

1 - 3 基礎知識

（1）新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等とは、従来のウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスのこととで、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザ等という。

新型インフルエンザ等のウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

新型インフルエンザ等の症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。また、過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザ等も同様に

流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

（2）被害予測

新型インフルエンザ等は全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くという場合も想定されるが、前述のとおり複数の流行の波が発生することもありうるので、特定の被害予測に拘泥せず、柔軟な対応が求められる。

また、従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤せざるを得ない場合を想定しておく。

（3）発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。そこで国によつて、準備期・初動期・対応期の大きく3つに分類されている。

表—1 新型インフルエンザ等発生段階の区分

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等発生前
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期 1	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期
対応期 2	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
対応期 3	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
対応期 4	基本的な感性症対策に移行する時期

（4）新型インフルエンザ等の発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザ等ウイルスを基に製造されるワクチンであり、国は、新型インフルエンザに関するワクチンについては、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指している。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザ等ウイルスが発生する前に、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、備蓄している。これはガス事業者始め社会機能維持者は優先的に接種される予定であるが、必ず効果があると

は言い切れない。すなわち医学的には完全な予防策は現時点ではなく、それを前提とした行動計画の策定が求められる。

2. 感染予防・拡大防止対策

2-1 一般的な予防対策

以下の予防対策は個人レベルで実施できるものである。都市ガス事業者は従業員や供給継続に資する関連事業者の従事者、可能であれば供給継続とは直接の関係のない関連事業者の従事者にまで、個人レベルで以下を実施するよう初動期に至る以前に指導または教育する。

（1）手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

（2）咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないと想定されるため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

（3）生活上の注意点

・適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分な湿度を保つとともに適度な室温を維持する。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食料や生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

・鳥・鶏肉・豚・豚肉に対する注意

鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市場等への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹼等で良く洗う。

・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ等発生国への渡航は公的・私的を問わず止むを得ない場合に限ることが望ましい。

2-2 事業者としての対策

(1) 準備期

①職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行うこと。消毒や清掃を行った記録をとておく。

②通常のインフルエンザワクチンの接種推奨

通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱を防止するため、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう従業員等に推奨する。ただし、副作用のリスクもあるため、その点も十分認識させた上で行う。

③感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の備蓄

ガス事業者として下記のような個人防護具と衛生用品の備蓄をしておく。必要な数量は、供給継続に資する従業員の50日分とする。またマスクと手袋は使い捨てであることに留意する。さらに個人防護具は、適正に使用しないと効果は十分には得られない点に留意する必要がある。

マスク

・内勤（オフィスワーク）時用

医療用のサージカルマスクが望ましいが、最低でも家庭用の不織布製のマスク（いわゆるガーゼマスクではない）を準備する。

・公共交通機関での通勤時用、外勤時、来客対応時用

N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクを準備する。

手袋

手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである。したがって、滅菌されている

必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用が考えられる。

ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防にもつながる。

その他

ウェットティッシュ、消毒薬、検温計（非接触型もあり）についても備蓄対象とする。

④感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の管理体制の構築

備蓄品の管理、防疫具廃棄方法、補充方法等は、管理者を決め、管理者が欠勤しても実施できるように手順をあらかじめ決め、その実行が円滑にできるよう訓練しておく。全ての個人防護具を外した後には、個人防護具にウイルスがついている可能性もあるのすぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。また、廃棄場所を定め、その処分をする人の感染防止策についても別途定めておく。

⑤職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対応準備

発生段階に応じた診療機関や学校等の臨時医療施設を確認し従業員に周知しておく。また

（2）⑤で記す対応を行う作業者を決め、日頃から訓練を行い習熟しておく。

⑥プレパンデミックワクチンの接種対象者の調査・記録

次表のように整理して（A～Cごとに）対象者をリストアップしておく。その際に、プレパンデミックワクチンについては、副作用のおそれがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して同意を得ておく。

都市ガス事業者	全従業員	A
	うち供給継続業務従事者	B
供給継続業務に資する関連事業者		C

（2）初動期以降

①一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ等症状があれば出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用する。
- ・不要不急の外出や集会（ガス事業者内の会議も含む）を自粛するとともに、不特定多数

の集まる場所に近寄らないようにすること。

- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- ・手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

②職場への入場制限等

- ・供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。
- ・お客さまについても、原則としては入場を避けて頂く。止むを得ず入場される場合には、その場所を限定し応対者は別に定める装備を装着し、かつ訪問者（お客さま含む）にも装着して頂く。
- ・職場への入退室時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや取引先についても実施して頂く。

③職場の清掃・消毒

毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

④従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡し、医師の許可あるまで出勤しないよう指導する。

⑤事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ・総務部担当者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受ける。
- ・上記のような対応は消防署（救急）、保健所が行うべきとの考え方もあるが、初動期以降は社会的な混乱も発生していることが予想されることから、自助努力も最大限度図れるようにしておく。

⑥従業員の家族が発症した場合の対処

- ・従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把

握すること。

- ・同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- ・濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所からの外出自粛要請等を遵守する。
- ・自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

（1）生命が最優先

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者、の生命保護は事業継続に優先する。

（2）目的

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務についての継続は必須でなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、むしろ中止・抑制すべきである。特にお客さまと面対する業務は最小限度に留める。

（3）被害想定

都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定。

他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼動がなされていると想定。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

（4）事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として国による初動期移行が宣言された時点で発動するが、最終的には当社が設置した対策本部長が発動する。

（5）救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、また一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、都市ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難となる。したがって、各ガス事業者の自助努力を前提にして事業継続計画を立案する。

（6）供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引事業者を洗い出し、十分な協議を行うこと。

3-2 優先業務の選定

業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先実施業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	非優先業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

<区分例>

下表-2を参考に各部署において、供給維持に必要な業務を洗い出し、その実施方法を定めておく。面対業務は可能な限り最大限度抑制する。

表-2 業務の区分例

部門	業務	区分	備考
工務部	原料 (LPG、LNG) の受入に関する業務	A	ローリー受け入れも含む
	ガスの製造業務	A	熱調、付臭、圧送含む
	製造関連施設の維持管理業務	A	基地及び設備の保守点検、巡回、応急手当等
	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ、供給所他
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス漏れ、供給支障対応の要員	A	(注意 1)
	製造・供給に必須なシステムの保守管理	A	導管図面システム含む
	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
総務部	製造・供給継続に必要な資材類の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	
	2. の感染拡大に関係する業務	A	ワクチンの接種他
	4. の対策本部支援業務	A	事務局等
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
お客さま関連業務	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスクミ対応
	上記以外福利厚生、中長期要員計画等	B	
	開閉栓	B	新設開栓含む (注意 2)
	検針	B	面会せず実施できる場合は実施することも可
	面対しての料金収受	B	銀行振込、クレジット等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	(注意 2)
	新規営業	B	

(注意 1)

緊急保安業務のうち、下記の面対が必要なものについても抑制を検討する。

但し、(注意 2) 参照。

○マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する。すなわち、灯内内管の修理は行わない。

(注意 2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合は別途対応する。

3-3 非優先業務の停止

3-2で選定したB（非優先業務）については、原則として対応期4まで行わない。したがって、Aの業務に従事する者以外は出勤を停止すること。但し、法定業務については、所管する経済産業省（局・監督部含む）へ事前連絡すること。また、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、各事業者の経営判断で、マスク等を装着して実施することも可。非優先業務を停止するにあたっては、既予約分の扱い等、停止手順をあらかじめ決めておく。

3-4 出勤を停止した場合の措置

（1）在宅勤務の検討

3-2で選定したAの業務について、在宅で可能なものは極力在宅で行う。そのために必要なPC等の持ち出し規定についてもあらかじめ策定しておく。

（2）健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、2-1に記した健康管理を徹底する。

（3）ガス事業者との連絡

Bの業務に従事し、在宅勤務とされた場合でも、A業務の交替要員として出勤となる場合もある。したがって、常に連絡先を対策本部に届出しておくこと。

3-5 通勤について

極力公共交通機関は利用しない。そのため、下記いずれかを検討しておく。

- ・業務用車・自家用車による通勤
駐車場の確保も合わせて検討
- ・ガス事業者施設への宿泊
この場合、宿泊場所、毛布、飲食物等の準備をする。

3-6 人員計画

- ・3-1に記した条件でA業務が遂行できるよう、あらかじめ従業員・供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知しておくこと。
- ・職場責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定めておくこと。
- ・要員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

3-7 原料（LNG等）の確保

- ・原料産出国、運搬船に関わる業界等での流行情報を入手し、原料調達への影響を常に把握する。
- ・必要に応じて、影響を受けていない原料調達先からの調達量増加や、国内の他の原料調達者からの支援・融通の協力をお願いする。逆に他業界からの要請があれば可能な限りで対応する。
- ・原料逼迫の事態が発生する場合には経済産業省・局へ速やかに連絡すること。

3-8 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、または発生する可能性が非常に高いと判断される場合には可能な限り速やかに表-6に示す関連機関に連絡すること。

この場合、経済産業省から病院等重要施設には代替供給の検討等の指示が出される場合があるので、協力する。

3-9 社会・お客さまへの広報

新型インフルエンザ等流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供すること。（特に3-8の事態の場合は重要）
(例：「ガス供給に支障ありません」「新設工事や機器修理は収束後にお願いします」）

4. 対策本部の設置

(1) 原則として国による初動期移行が宣言された時点で対策本部を設置する。その標準的組織を表-3に示す。

対策本部の設置は、表-3に定める事務局の具申にもとづいて民営会社の場合は社長、公営事業者の場合は行政の長またはガス事業管理者が決定する。ただし不在の場合にはあらかじめ定めた代行順位（表-4）に基づき代行する。

(2) 的確かつ迅速な対応をはかるため、分担体制（表-5）を整備する。

(3) 対策本部設置後は、表-6に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。

(4) 対策本部長は、厚生労働省がインフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

＜注意点＞

- ・産業医や産業看護職がいる場合は適宜助言を受ける。
- ・正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・供給継続に資する関連事業者との連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。
- ・平時より厚生労働省、外務省等から示される情報に注意すること。

5. 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

2-1に記した感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

2-2 (2) ⑤に記した対応ができるよう訓練しておく。

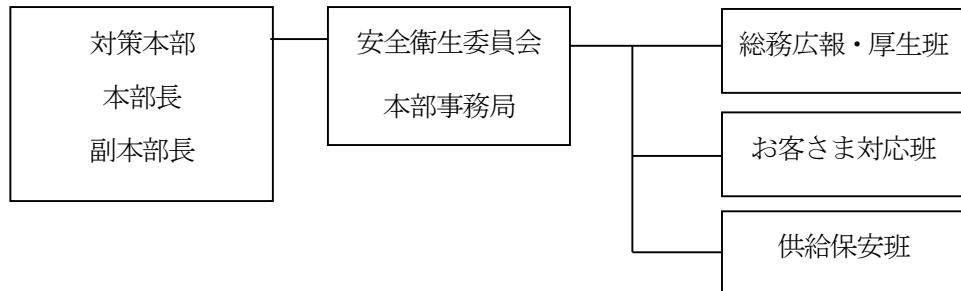
(3) 供給継続に係る訓練

3-2に記した優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練しておく。

(4) 全体訓練

対策本部の設置から始め、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを確認する。

表—3 非常体制の組織



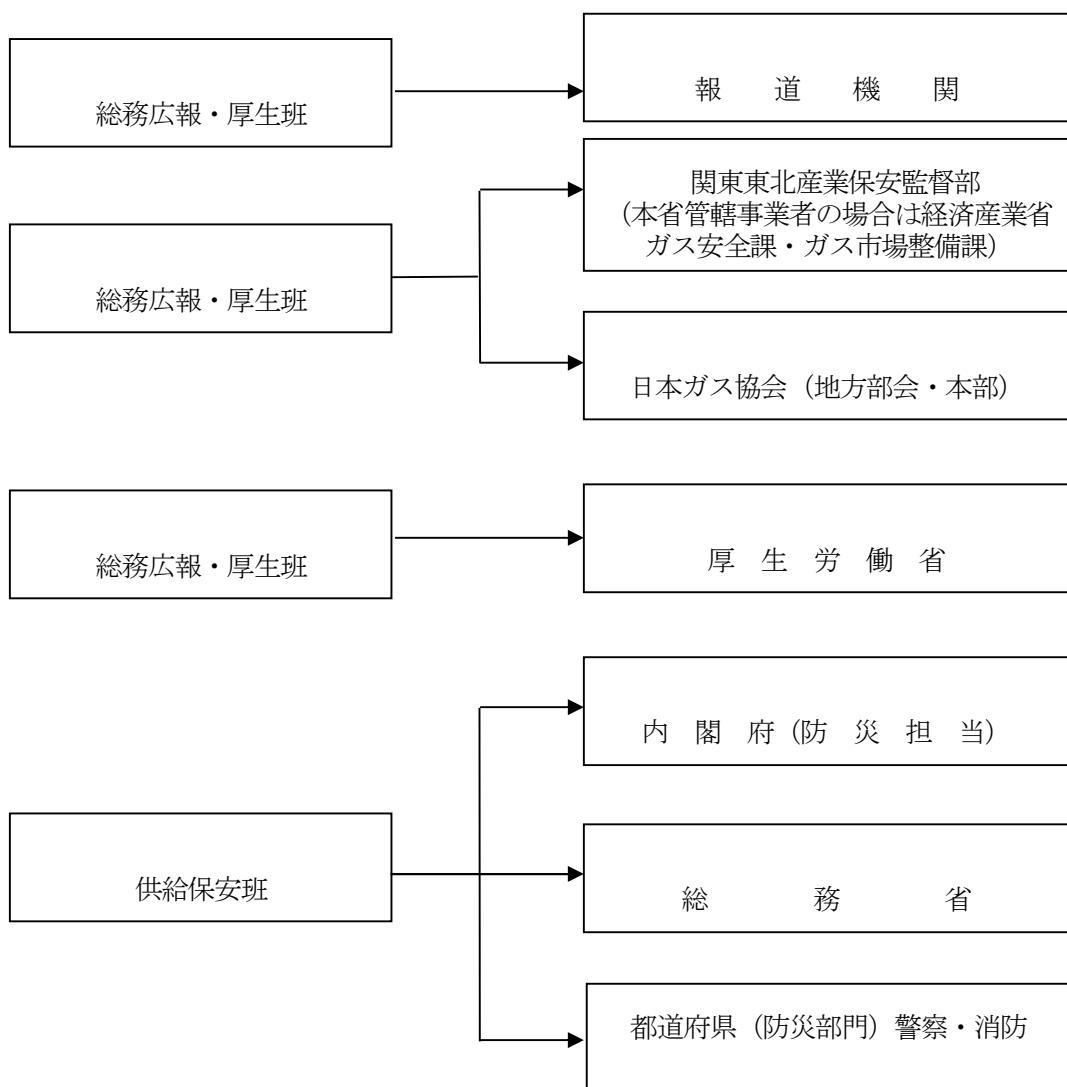
表—4 体制発令の代行順位

代行順位	代 行 者
第1位	社 長
第2位	専 務 取 締 役
第3位	常 務 取 締 役
第4位	取 締 役 部 長
第5位	総 務 部 長

表—5 非常体制の分担

統括班	部署名	主な役割・業務
本 部 長	社 長	対策本部業務の推進・統括
副 本 部 長	取 締 役	対策本部長の補佐
本部・事務局	保安事務局	対策本部内実施策の検討・実施 生産・稼働計画見直し検討・実施
総 務 班	総務部	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項 社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
お客さま対応班	営業部	一般のお客さま対応、受付対応 大口のお客さま対応
供給保安班	工務部	供給操作の検討・実施、導管事故処理体制検討・実施、導管警備体制の確立 LNG配船変更等の検討・実施、原料輸送に關わる事項、製造所等警備に関する事項、生産・稼働計画見直し検討・実施

表－6 防災関係機関との情報連絡経路



上記の連携は原則であり、災害対応上必要な時は各班で対応する。